

令和3年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和3年3月2日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	堀川 雅央	教 育 次 長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	総 務 課 長	吉田 裕一
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
人権同和对策課長	西邊 勝之	建 設 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	富士 青美	議 会 事 務 局 係 長	吉川 明宏
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 文教厚生常任委員長報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）
- 第 7 議案第 1 号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 2 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 3 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 4 号 安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について
- 第11 議案第 5 号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 6 号 安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 7 号 安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 8 号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 9 号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第10号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について
- 第17 議案第11号 令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について
- 第18 議案第12号 令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について
- 第19 議案第13号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について
- 第20 議案第14号 令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）について

- 第21 議案第15号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良
県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第22 議案第16号 令和3年度安堵町一般会計予算について
- 第23 議案第17号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第24 議案第18号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第25 議案第19号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第26 議案第20号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第27 議案第21号 令和3年度安堵町水道事業会計予算について
- 第28 報告第2号 令和3年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会

午前10時00分

議長（福井保夫） おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

西本町長より御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 安堵町内も梅の花が満開で、春の気配が漂ってきた今日この頃でございます。東大寺の修二会、いわゆるお水取りが終われば大和路にも本格的な春が訪れてまいります。本年は、昨年度コロナウイルス感染症拡大防止のため延期になりました東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される年であり、奈良県におきましても4月11日から12日にかけて聖火リレーが実施されます。コロナ禍の中ではありますが、東京オリンピック・パラリンピックで人々を感動させる名場面が数多く生まれ、世界中が元気になることを期待するところでございます。

そのような折ではございますが、令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ともに忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、報告案件が1件、人事案件が

2件、条例の一部改正案件が7件、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算案件と合わせて、合計23件でございます。

まずは、令和3年度当初予算の概略を申し述べさせていただきます。当町においては、令和3年度を計画最終年度とする、第4次安堵町総合計画の実現や、まち・ひと・しごと創生総合戦略のそれぞれの趣旨を踏まえ、持続可能な財政運営に努め、予算編成を行ったところでございます。

令和3年度安堵町一般会計予算の総額は37億2,000万円で、前年度に比べ0.5%の増加となっております。歳入はコロナ禍により国内経済に大きなダメージを受けていることを踏まえ、町民税においてはリーマンショック時と同程度の減少見込みとしております。臨時財政対策債の増等により、財源確保に努めてきたところでもございます。

令和4年から10年間の行政運営の大きな指針となる、次期、いわゆる第5次総合計画、総合戦略を策定し、緊急的なワクチン接種の安全で迅速な実施と、新たな生活を支援するため、引き続き新型コロナウイルス感染症対応事業を行います。

環境面では山辺・県北西部ごみ広域化の推進、そしてごみ有料化の推進、計画的な道路の整備等でございます。

教育面では、CO₂削減のための計画的な小・中学校体育館・武道場等施設のLED化を推進し、GIGAスクール構想と、さらなる教育体制の充実、学校給食の公的会計化の準備に取り組みを進めてまいります。

子育て支援では、午後7時までの学童保育の延長及び病児保育体制を整える予算を計上いたしました。

特別会計では、令和5年からの下水道事業の公営企業法的化の準備経費、介護保険事業では、第8期介護保険計画を反映した予算を計上したところでございます。加えて日常生活に必要な経費を予算計上いたしました。また、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、最後に後期高齢者医療特別会計、それぞれの特別会計に予算を計上したところでございます。

御存知のように、特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと存じております。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、9番 大星成司議員、1番 松田勝議員を指名します。

よろしくお願いします。

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から15日までの14日間とすることに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第3「諸般の報告」を行います。

2件あります。

一つ目に、議員表彰について。

この度、山岡敏議員が全国町村議会議長会会長表彰の受賞者に決定されましたので報告いたします。おめでとうございます。

（拍手）

議長（福井保夫） なお、伝達は、今月11日に開催の奈良県町村議会議長会定期総会にて行われます。

二つ目に、定期監査の結果報告について。

1月21日、及び22日に実施された令和2年度定期監査の結果について、町長と議長宛てに報告書の提出がありました。その内容について監査委員から本会議にて報告していただきます。

8 番（森田 瞳） 議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

8 番（森田 瞳） それでは、報告を申し上げます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 3 年 2 月 10 日付で報告書を提出いたしました。その内容について報告をいたします。

なお、徳久亮太郎代表監査委員との合議でありますことを申し上げます。

I. 監査の概要でございます。

1. 監査の実施期間

令和 3 年 1 月 21 日及び 22 日

2. 監査の実施者

代表監査委員 徳久亮太郎、議員選出監査委員 森田瞳

3. 監査の対象でございますけども、対象部署、全部署を対象といたしました。

聴取指名課、住民課、健康福祉課、教育総務課でございます。

その他聴取課は、総務課、人権同和対策課、建設課でございます。

実施の施設におきましては、安堵こども園、そして総合センターひびきでございました。

4. 監査の目的、着眼点及び監査手続き

令和 2 年度における安堵町財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理について、その適否を確かめるため、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の各視点から監査を行いました。

この監査を行うにあたり、各課から提出された定期監査資料に基づき、一般監査手続きのほか、3. に掲げる監査対象課等の関係職員に対して事業執行にかかる質問を行い、説明を求めて確認するとともに、施設・財産の管理を確かめるなどの各監査手続きを実施いたしました。

II. 監査の結果

財務に関する事務の執行について、関係書類及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められました。

全般的共通事項といたしまして

1. 各種団体に対する補助金について、申請日と交付日が同日であるものが散見され、十分審査されているのか疑問が残ります。実績報告書を確認のうえ、妥当な金額を交付されたい。

2. 工事、その他業務委託に係る随意契約について、発注事業者に偏りが見られる。過去の経緯、実績を主たる理由として、また「ついでに」と安易に業者を決定するのではなく、安堵町の利益を第一義にして公平に決定するよう十分留意されたい。

3. 安堵町社会福祉協議会に対して委託している事業が多く、それにかかる委託料総額が多額であ

る。地域包括支援センター業務の委託が最も大きい負担であるが、財政健全化の観点から、町で遂行可能なものは町の関係課で分掌して行うべきであると考ええる。

4. 様式7「改善事項」の様式について、前年度、監査委員から受けた指摘事項に対する取組、改善事項等が不記載のものがある。措置状況を確認したいため、必ず当該様式に記載して報告されたい。

5. 提出資料の中で、単位誤り、カンマ「,」が無い金額がある。適正に記載するように留意されたい。
各課及び施設に関する事項

1. 総務課

昨年度の定期監査における指摘事項でもあった清掃業務委託について、現在、令和3年度以降（3年契約）の委託契約金額を現行の概ね半額となるように、日数・時間、内容等を精査し、執務スペースは職員で対応すること、施設ごとではなく役場庁舎及び全施設を一件として入札することなどを検討している姿勢が示された。契約金額の抑制を図る積極的な努力であると評価いたしました。

2. 住民課

（1）昨年度の定期監査において見直しを促した、不法投棄等を見回る町内パトロール委託は、令和元年度末日をもって終了した。財政負担を軽減する努力の成果であると見られる。

（2）水洗化率向上を促進することによる「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）」に基づくし尿処理委託事業者に対する措置については、今後も適切に対処されたい。

（3）一般ごみの減量化につながるごみ袋の有料化について、住民に対する周知期間を十分確保し、早期実現に向けて積極的に取り組まれたい。

3. 健康福祉課

（1）高齢者の健康増進を目的として取り組んでいる「いきいき百歳体操」は、実施頻度及び参加者に、大字、自治会等によって温度差がある。今後も参加者の増加に向けて当該事業の積極的な普及活動により底辺を広げる方策等を構築されたい。

（2）包括支援センター委託料について、当該センターが機能している内容と費用の妥当性を精査する必要性があると思われる。

4. 教育総務課

タブレット端末を自宅に持ち帰って学習することは、災害発生時や、現在蔓延しているコロナ禍等により休校になった場合、学習支援において非常に有効と考える。自宅におけるインターネット環境整備、故障・紛失の対応、指導等、諸課題があるが、早期に解決策を見出して実施するように努められたい。

5. 安堵こども園

園内設備及び園の内外装を確認した。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、職員及び園児の健康を守るために、各保育室では机の上にアクリル板を設置。換気、マスク着用の呼びかけ等、加えて内外装の除菌消毒を徹底し、適切な対策を講じられていた。

6. 総合センターひびき

当該施設の運営・維持状況について、1階は災害時の避難場所、2階の全フロアは学童保育教室として活用していることを確認いたしました。

以上でございます。

議長（福井保夫） これで諸般の報告を終わります。

議長（福井保夫） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行わせていただきます。

我が国はもちろんのこと、昨年から新型コロナウイルス感染拡大は、とどまることを知らず、世界的にも厳しい状況が続いています。本町におきましては、様々な感染症対策に関する諸事業を行ってまいりました。年度末の議会でもございますので、少し総括的な報告をさせていただきたいと思います。

国の特別定額給付金による、一人10万円の給付に始まり、子育て世帯や、ひとり親世帯への臨時給付金の給付、70歳以上の高齢者の方へのマスク、ウェットティッシュの配布、消毒用アルコール、非接触体温計の配備、1世帯2万円の地域振興券の発行事業等、諸事業を行ってきたところでもございます。加えて生駒郡4町の合同のPCR検査を行うための、地域外来検査センターの設置も行ってきたところであり、関連として65歳以上の方に対するインフルエンザ予防接種を無料で行いました。

現在は、新型コロナウイルスワクチンの接種事業に向け鋭意準備を進めております。医療関係者から接種が始まり、65歳以上の高齢者の方、さらに基礎疾患がある方、と続きますが3月末には65歳以上の高齢者の方への接種券が発送できるよう準備を行っているところでございます。

また、今回の補正予算の中で専決処分をいたしました、ひとり親世帯への第2弾の臨時特別給付事業、役場庁舎のトイレ自動洗浄、人感センサーの配置、Web会議用のパソコン導入を今年度中に完了を予定としております。

その他、昨年から準備作業中でありましたマイナンバーカードを利用した住民票の写しと印

鑑登録証明書のコンビニ交付が令和3年2月1日より可能となりましたので報告をいたします。
ちなみに2月の利用件数は、住民票の写し5件、印鑑登録証明1件でございます。

次に、諸行事でございますが、昨年は町立学校の臨時休業や、町公共施設の休館にはじまり、盆踊りや、産業フェスティバル等の大型イベント中止を決定し、御不便をおかけしているところでございます。その中で、小学校の修学旅行は、日程、行き先を変更して11月に無事に実施をいたしました。直近の諸行事につきましては、消防団による歳末夜間警戒及び成人式は感染対策を講じた上で予定どおり実施をいたしております。しかし、毎年恒例でありました1月の安堵町消防出初式は新型コロナウイルス感染症の第3波の影響を考え、中止とさせていただいたところでございます。加えて町民体育祭は4月の開催を見送り、秋頃へ延期することといたしております。今後は、新型コロナウイルスとワクチン接種の状況を鑑みながら諸行事の実施を判断していきたいと考えております。以上でございます

教育関係につきましてはこの後、教育長から報告をさせていただきます。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） （挙手）

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 町長の報告に続きまして教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。

まず、12月議会以降の、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とさせていただきました教育委員会関係の諸行事の報告でございます。

1月に予定をしておりました町マラソン大会、初釜茶会は感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきました。歴史民俗資料館で毎年3月下旬から5月にかけて開催しておりました特別展については昨年と同様に開催を見送る予定をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連する臨時交付金を活用した諸事業についての御報告でございます。安堵小学校におけるトイレの大規模改修工事は2月で完了し、既に供用を開始させていただいております。町立学校ICT環境の整備につきましては、2月に校内LAN整備が完了し、ハード面と設備がほぼ整い、ICT支援員を配置し、教職員のスキルアップと共に、学習への活用を図っております。また、町図書室のWebシステムの整備も2月に完了をいたしました。

最後に、安堵中学校の修学旅行についての報告でございますが、昨年8月の段階で、やむな

く一旦中止を決定しておりましたが、この3月12日に代替行事として和歌山県白浜方面へ日帰りの校外学習の実施を予定しておりますことを御報告させていただきます。

以上、教育委員会関係の報告とさせていただきます。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

議長（福井保夫） 日程第5「文教厚生常任委員長報告」を議題とします。

閉会中の常任委員会の内容について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長（浅野 勉） 議長。

議長（福井保夫） はい。浅野文教厚生常任委員長。

（浅野文教厚生常任委員長 登壇）

文教厚生常任委員長（浅野 勉） 文教厚生常任委員会報告。

文教厚生常任委員会は、安堵町介護保険料の推移の確認のため、当常任委員会を開催した。
下記のとおり安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記。1. 案件、（1）介護保険料について。

2. 開催日時、令和3年2月12日、金曜日、午前10時から。

3. 出席者、（1）委員 出席委員8名、三浦副委員長、松田委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委員と、委員長の浅野です。（2）説明員、辻井民生部長、井上健康福祉課長。（3）議会事務局から、富士議会事務局長、吉川係長。

4. 報告内容、（1）介護保険料について。

民生部長から安堵町介護保険運営委員会の開催経緯及び議事の要旨について報告がありました。第1回目 令和2年11月4日水曜日、案件 委員14名の委嘱及び役員選出。会長は帝塚山大学教授石田慎二氏、副会長は安堵町民生児童委員協議会代表山崎眞季氏に決定。

議事 安堵町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定。

第2回目 令和2年12月25日金曜日、議事 安堵町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（素案）の検討・協議。

第3回目 令和3年2月4日木曜日、議事 安堵町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（答申案）の検討・協議等。

当日、2月12日に担当課から準備された資料は、安堵町介護保険運営委員会の答申（案）の抜粋であるが、現時点では答申書が介護保険運営委員会石田会長から町長に未提出であることを踏まえた上で、説明及び質疑を進めることを確認した。

担当課から、第8期介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度）における介護保険事業費の見込みについて、資料に基づき説明があった。第8期は、準備基金の取り崩し等の実施の上、予定収納率も考慮した結果、基準月額が前期より減額され、月額が6,400円程度（マイナス180円）になる見込みである。

各委員から介護保険料をさらに減額する方策として、「住民の健康寿命を延伸する活動による介護費の削減を図る行動が必要である」、また「現在町内の地域で取り組まれている『いきいき百歳体操』は健康寿命の増進に効果が上がっているので、町をあげて取り組む環境づくりが重要である」という意見等があった。

今後も介護保険事業の運営適正化に向けて、当常任委員会として協議を重ねていきたい。

以上でございます。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長報告を終結します。

議長（福井保夫） 日程第6 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年
度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,365万1,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,993万7,000円といたします。

補正理由につきましては、一つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金を活用した令和3年3月末までの事業完了のための所要の経費の増額補正でござい
ます。

二つ目といたしましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を国の指示のもと市町
村において実施するため、早急な体制整備が必要なことから、準備経費について補正予算をお
願いするものでございます。

三つ目といたしましては、岡崎工業用地における開発に際し遺跡発掘調査が必要となり、早
急な対応が必要なことから経費の増額補正でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応策及びワクチン接種、発掘調査については、いずれも
早急な対応が必要なため専決処分とさせていただき、専決日は、1月29日とさせていただきました。

それでは、補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

歳出についてでございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、10目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交
付金事業費におきまして、消耗品として182万3,000円、工事請負費として247万1,
000円、備品購入費として1,114万4,000円、ひとり親世帯への臨時特別給付金と
して183万円の、計1,726万8,000円の増額補正でございます。

次に、4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして、ワクチン接種のクーポン発券関係の
電算システム改修委託料で300万円及び事務費等の経費で合計488万3,000円の増額
補正でございます。

9款 教育費、5項 社会教育費におきまして、発掘経費として合計150万円の増額補正
でございます。

この財源としまして、歳入についてでございます。7ページ、8ページを御覧ください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交
付金として414万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助
金として488万3,000円の増額補正でございます。

次に、19款 繰越金、1項 繰越金で1,312万3,000円の増額補正でございます。

20款 諸収入、3項 雑入で、発掘調査受託業務収入として150万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和3年3月2日報告、安堵町長 西本安博。

次の、専決処分書をお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月29日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,365万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,993万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月29日専決、安堵町長 西本安博。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額11億8,930万円、補正額902万8,000円、計11億9,832万8,000円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額4,066万3,000円、補正額1,312万3,000円、計5,378万6,000円。

20款 諸収入、1項 雑入、補正前の額5,095万2,000円、補正額150万円、計5,245万2,000円。

歳入合計

補正前の額47億6,628万6,000円、補正額2,365万1,000円、計47億8,993万7,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額13億7,242万6,000円、補正額1,726万8,000円、計13億8,969万4,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額8,822万1,000円、補正額488万3,000円、計9,310万4,000円。

9款 教育費、5項 社会教育費、補正前の額5,834万9,000円、補正額150万円、計5,984万9,000円。

歳出合計

補正前の額47億6,628万6,000円、補正額2,365万1,000円、計47億8,993万7,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

議長（福井保夫） 日程第7 議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

総務課長（吉田裕一） はい。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） おはようございます。総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは、御説明させていただきます。

議案第1号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

本件は、安堵町公平委員会委員3名のうち、山崎文生委員が、令和3年3月31日をもって4年の任期が満了になります。山崎委員におかれましては、■■■■■であり、地方自治の本旨を十分に理解し、人事行政に識見を有しておられることから、次期におきましても継続して同委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 山崎文生 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

以上、御同意賜りますようお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意されました。

議長（福井保夫） 日程第8 議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは、御説明させていただきます。

議案第2号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

本件は、安堵町固定資産評価審査委員会委員3名のうち、松井睦美委員が、令和3年3月29日をもって3年の任期が満了になります。松井委員におかれましては、町税の納税義務者を

代表する者として、平成27年3月より同委員に着任され、その間、研修等に積極的に参加され固定資産評価について高い識見を有しておられることから、次期におきましても継続して同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和3年3月30日から令和6年3月29日までの3年間でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第2号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 松井睦美 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■生（■■歳）

以上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

8番（森田 瞳） 議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

（森田議員 登壇）

8番（森田 瞳） 今、説明、よくわかったんですけど、3ページ目の、委員の名簿がございます。

名簿の中で、3名記載をしておりますけれども、この黒の枠が恐らく松井睦美さんの方の間違いではないかと思うのですけども、いかがですか。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

総務課長（吉田裕一） 自席から失礼いたします。大変申し訳ございません。黒の網掛け部分が間違っております。松井睦美委員の方が黒の網掛けになります。

8 番（森田 瞳） よくわかりました。

総務課長（吉田裕一） はい。大変申し訳ございません。

議長（福井保夫） はい。他に、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑を終結します。

それでは討論を省略し、これより議案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第 2 号は原案のとおり同意されました。

議長（福井保夫） 日程第 9 議案第 3 号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。住民課 増田でございます。それでは議案第3号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、国民健康保険の運営主体である奈良県が、国民健康保険運営方針により示した、令和3年度国民健康保険標準保険税率、事業納付金及び国民健康保険税減免基準を基に所要の条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本町の国民健康保険の健全な運営のための、国民健康保険税率等改正及び令和3年度より奈良県が統一化する国民健康保険税の減免基準の改正を行うものです。

詳細につきましては、議案書の4ページ目、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第7条、介護納付金課税額の所得割額の税率を「100分の3.2」から「100分の3.3」に改めます。

第8条、介護納付金課税額の被保険者均等割額を一人につき「1万5,000円」から「1万7,000円」に改めます。

第22条は、国民健康保険税軽減額の規定で、第1号では、国民健康保険税額の7割軽減額を規定しており、2ページ目をお願いいたします。同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「1万500円」から「1万1,900円」に改めます。

同条第2号では、国民健康保険税額の5割軽減額を規定しており、同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を次の3ページの中段になりますが「7,500円」から「8,500円」に改めます。

続きまして、4ページをお願いいたします。同条第3号では、国民健康保険税額の2割軽減額を規定しており、同条同号オの介護納付金課税額の被保険者均等割軽減額を「3,000円」から「3,400円」に改めます。

次に、第23条の2では、現在、県内市町村ごとで異なっている国民健康保険税の減免基準について県内統一化を図り、負担の公平化を図るための改正でございます。減免基準といたしましては、同条第1項第1条では、災害等により被害に遭われた方のための減免、同条同項第2号では、長期入院や事業廃止等で前年より収入が減少した方のための減免、次のページになりますが同条同項第3号では、刑事施設等に入所された保険給付の制限を受ける方のための減免、同条同項第4号では、社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療に移行し、その被扶養者が国民健康保険に加入する必要があるときのための減免でございます。同条同項第5号では、被保険者が生活保護法による保護を受ける方のための減免となっています。

続いて6ページになりますが、同条第2項、第3項、第4項は減免のための届け出に関する規定となっております。

なお、この条例の施行日は令和3年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議のうえ御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって議案第3号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第10 議案第4号「安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（西邊勝之） はい。

議長（福井保夫） はい。西邊人権同和対策課長。

(西邊人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長(西邊勝之) おはようございます。人権同和対策課 西邊です。よろしくお願いします。それでは、議案第4号「安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について」、説明をさせていただきます。

本事業の概要といたしまして、地域の住宅環境の改善を図るために、日本郵政公社からの借入金に、国庫補助金を加えた金額を地域住宅環境の改善を図るため、地域住民に住宅新築資金・宅地取得資金・住宅改修資金として低金利で貸付を行い、借入者から元利償還をしていただき、一方で、借入金の償還を行う事業でございました。

日本郵政公社からの借入金は利息を伴いますので、平成26年に奈良県の無利子による借り換え事業を利用し一括償還を行い、借入者からの元利償還をしていただき、一方で借入金の償還を行う事業でございます。今年度に奈良県からの借入金の償還が完済しますので、当初の目的を終えました住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止します。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について

安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例(昭和49年安堵町条例第26号)は、廃止する。

附則(施行期日) この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置) としまして、安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る令和2年度の収入及び支出並びに決算に関しましては、なお従前のとおりとする。

以上でございます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長(福井保夫) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第11 議案第5号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（井上育久） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。井上健康福祉課長。

（井上健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（井上育久） おはようございます。健康福祉課 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第5号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」、それでは説明させていただきます。

本改正につきましては、介護保険事業計画が3年ごとに策定されており、令和3年度から令和5年度の間、第8期の介護保険事業計画期間にあたります。今回、介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行うものです。令和3年度から令和5年度までの安堵町の第1号被保険者が負担する介護保険料基準月額を6,400円といたします。

改正内容といたしましては、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者保険料の年額を改めます。詳細につきましては新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号「3万9,400円」を「3万8,400円」に、同項第2号「5万9,200円」を「5万7,600円」に、同項第3号「5万9,200円」を「5万7,600円」に、同項第4号「7万1,000円」を「6万9,100円」に、同項第5号「7万8,900円」を「7万6,800円」に、同項第6号「9万4,700円」を「9万2,200円」に、同項第7号「10万2,600円」を「9万9,900円」に、同項第8号「11万8,400円」を「11万5,200円」に、同項第9号「13万4,200円」を「13万600円」に改めます。

次に、第2条第2項「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「2万3,600円」を「2万3,000円」に改めます。

第2条第3項「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、次のページをお願いします。「3万9,400円」を「3万8,400円」に改めます。

第2条第4項「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「5万5,200円」を「5万3,700円」に改めます。

施行期日は令和3年4月1日からです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) 日程第12 議案第6号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第15 議案第9号「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(井上育久) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。井上健康福祉課長。

(井上健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(井上育久) 健康福祉課の井上です。よろしくお願いいたします。議案第6、第7、第8、第9号は、同じ厚生労働省の省令の改正に伴う条例改正になるため、一括して説明させていただきます。それでは説明させていただきます。

この4議案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)が公布されたことに伴い、それぞれ

の条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第6号につきましては、安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の改正、議案第7号につきましては、安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正、議案第8号につきましては、安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正、議案第9号につきましては、安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正でございます。

この4議案の主な改正内容といたしましては、要介護認定及び要支援認定別状況等の介護保険等の関連情報や、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効にサービスの提供を行うための改正。それぞれの事業に係る感染が蔓延しないよう衛生管理の整備、利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備を行うための改正。交付、説明、同意、承諾などの当該交付を相手方等の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法によることができる等に関する条文を新たに加える改正を行います。

各議案の新旧対照の改正につきましては、全て省令改正に伴う文言整理や、追加規定及び介護保険法の改正に伴う、引用する条項について整備をするものでございます。

施行期日は令和3年4月1日からです。

それでは、それぞれの議案書を朗読いたします。

議案第6号 安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第7号 安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして議案第8号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第9号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

各議案の本文につきましては先ほど説明いたしました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、1件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第6号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第7号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第8号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 次に、議案第9号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） ただいま、11時10分です。

11時25分まで、暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時10分）

再 開（午前11時25分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第16 議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第10号「令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億1,196万円を減額し、歳入歳出総額を43億7,797万7,000円といたします。

今回の補正理由につきましては、大きく6つございます。

一つ目といたしましては、ふるさと納税の寄附額が当初見込みより増加したことによる、ふるさと寄附金の増額及び基金積立金等の増額補正でございます。

二つ目といたしましては、国民健康保険、後期高齢者医療の保険基盤安定繰出金の増額に伴い増額補正をお願いするものです。

三つ目といたしましては、安堵町環境美化センターの解体工事につきまして、令和2年度中の開始が見込めませんので、本事業に係る経費を減額補正するものでございます。

四つ目といたしましては、九十六石井堰改修工事におきまして、追加作業が発生することから係る経費を増額補正し、年度内の完了が難しいことから、追加補正500万円を含めた工事総額3,494万6,000円を繰越明許とさせていただきます。

また、当初予算で予定しておりました、ため池ハザードマップ作成事業に係る事業費の見直しにより、経費の縮小が生じたため、減額補正するものでございます。なお、本事業は全額国庫補助であることから、歳入についても同額を減額します。

五つ目といたしましては、住宅新築資金等の貸付の償還期間が完了し、住宅新築資金等貸付事業特別会計が令和2年度をもって廃止するに当たり、一般会計より歳入の不足を補填して特別会計を閉じることとなりますので、繰出金を増額補正するものでございます。

六つ目といたしましては、今年度人事異動、並びに令和2年10月に発出された人事院勧告により、給与改正に伴いまして人件費にかかる予算余剰及び不足分の予算補正でございます。

最後に、歳入では、コロナウイルス感染症の影響により、景気変動に伴う通常の減収をはるかに超える減収が生じる、消費や流通に関わる7税目について減収補填債の対象税目に加えられたことから、令和2年度減収のための減収補填債を発行し、増額補正して、財源更正並びに、地方債補正の追加をお願いするものでございます。

また、令和3年度に事業を延期するごみ処理解体事業における一般廃棄物処理事業債について地方債から廃止をいたします。

また、令和3年4月から、庁舎総合管理業務、いわゆる清掃業務でございますが、につきまして業者選定等準備に一定の時間を要しますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。期間は令和3年から5年の3年間の長期契約とさせていただきます。

それでは、詳細を予算書により御説明をさせていただきます。

予算書の15、16ページをお開きください。歳出についてでございます。

まず、1款 議会費、1項 議会費で、人件費として420万円の減額でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、人件費として給料等で365万円の減額、ふるさと納税諸経費として22万円の増額、合計で343万円の減額補正でございます。

2項 徴税費におきまして、人件費として1,278万円の減額補正でございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、保険基盤安定繰出金として251万8,000円の増額、後期高齢者医療の繰出しでは37万3,000円の増額、そして財政支援繰出金として38万2,000円の増額でございます。

続きまして、2項 児童福祉費におきまして、人件費として1,330万円の減額補正でございます。

続きまして、衛生費におきまして、4款 衛生費、2項 清掃費におきまして、人件費として450万円の増額、焼却施設解体工事延期に伴う委託費で2,819万3,000円の減額、解体工事費で3億9,000万円の減額、合わせまして計4億1,369万3,000円の減額補正でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

5款 農林水産業費 1項 農業費でございます。2目 農業総務費において、人件費として534万円の減額、4目 土地改良事業費におきまして、防災ため池整備事業委託で1,225万4,000円の減額、施設改修工事では500万円の増額、合わせまして計1,259万4,000円の減額補正でございます。

次に、6款 商工費、1項 商工観光費におきまして、人件費として1,078万9,000円の増額補正でございます。

次のページ、21ページをお願いいたします。

7款 土木費、1項 土木管理費におきまして、人件費として795万2,000円の増額、2項 道路橋梁費におきまして、起債活用のための財源更正でございます。

次に、4項 住宅費におきまして、人件費として64万1,000円の増額、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金として2,563万4,000円の増額補正でございます。

次に、予算書23ページをお願いいたします。

9款 教育費、2項 小学校費におきまして、人件費として43万4,000円の減額、5項 社会教育費におきまして、194万5,000円の減額、6項 保健体育費におきまして、

57万3,000円の減額補正でございます。

最後に、12款 諸支出金、1項 基金費におきまして、ふるさと納税基金積立金として270万円の増額補正でございます。

次に、歳入についてでございます。

予算書の11ページへお戻りください。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金におきまして、54万6,000円の増額補正でございます。

2項 国庫補助金におきまして、循環型社会形成推進交付金として1億3,000万円の減額、農林水産業費国庫補助金で、農村地域防災減災事業補助金として1,225万4,000円の減額補正でございます。

次に、15款 県支出金、1項 県負担金におきまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金として29万4,000円の増額、国民健康保険の基盤安定化負担金として134万2,000円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。13ページでございます。

17款 寄附金、1項 寄附金におきまして、ふるさと寄附金で270万円の増額、18款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金として5,419万3,000円の減額補正でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金で559万5,000円の減額補正で、財源更正等調整のための減額を補正いたしました。

21款 町債、1項 町債におきまして、衛生費では、一般廃棄物処理事業債として2億3,400万円の減額補正、6目の減収補填債におきまして、減収補填債として1,920万円の増額補正でございます。

従いまして、補正予算の6ページにお戻りください。第四表 地方債補正でございます。減収補填債を追加し、起債の限度額を1,920万円といたします。

次のページ、7ページをお願いいたします。

安堵町ごみ処理施設解体事業については廃止といたします。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。第二表 繰越明許費を御覧ください。

翌年度への繰越事業として、九十六石井堰改修事業は年度内完了が難しい見込みであることから、土地改良事業として3,494万6,000円を次年度に予算を繰越いたします。

次のページ、5ページをお開きください。

令和3年4月から、庁舎総合管理業務委託事業につき業者選定等準備に一定の時間を要しますので債務負担行為をお願いするものでございます。期間は令和3年度から令和5年度、金額の方は6,676万2,000円を限度額とし、3年間の長期契約とさせていただく予定でござ

ざいます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第10号 令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

令和2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億1,196万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,797万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第4条 地方債の追加・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の、第一表 歳入歳出予算補正、第二表 繰越明許費、第三表 債務負担行為補正、第四表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

ただいま議案となっています、議案第10号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議、ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（福井保夫） 日程第17 議案第11号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第11号「令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、国民健康保険基盤安定化事業、被保険者の所得状況により、均等割、平等割を軽減する制度により、減額となった国民健康保険税に相当する額を一般会計から、国民健康保険特別会計に繰出することにより財政の基盤安定を図る制度です。

この軽減措置が拡充されたこと及び国民健康保険税率の改正により、賦課額が増額したことに伴い、一般会計から繰入する額が増額となったため、財源更正を行うための補正予算でございます。

また、国民健康保険財政安定化支援事業、国民健康保険財政の健全化及び税負担の平準化のため、一般会計から国民健康保険特別会計に繰出することにより、国保財政の安定を図る制度でございますが、財政安定化支援事業繰出金の国の算定額が、昨年度よりも増額したことに

に伴い、一般会計から繰入れする額が増額になったことから、併せて財源更正を行うための補正予算を計上いたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の減免制度により減免した保険税を国庫補助及び県支出金により全額補助されることから財源更正を行うための補正予算についても計上しております。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書の4ページをお願いいたします。

2 歳入、1 款 国民健康保険税、1 項 国民健康保険税、1 目 一般被保険者国民健康保険税で7 2 3 万 2, 0 0 0 円の減額。

2 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、5 目 国民健康保険災害等臨時特例補助金で2 6 5 万 8, 0 0 0 円の増額、3 款 県支出金、1 項 県支出金・県補助金、1 目 保険給付費等交付金で1 6 7 万 4, 0 0 0 円の増額。

次、6 ページをお願いいたします。

5 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目 一般会計繰入金で2 9 0 万円の増額とする財源更正でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第11号 令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1 ページをお願いいたします。

議案第11号 令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

令和2年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正

歳入

1 款 国民健康保険税、1 項 国民健康保険税、補正前の額1 億 6, 5 3 8 万 8, 0 0 0 円、補正額マイナス7 2 3 万 2, 0 0 0 円、計1 億 5, 8 1 5 万 6, 0 0 0 円。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額117万7,000円、補正額265万8,000円、計383万5,000円。

3款 県支出金、1項 県支出金・県補助金、補正前の額7億616万8,000円、補正額167万4,000円、計7億784万2,000円。

5款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額6,992万円、補正額290万円、計7,282万円。

歳入合計

補正前の額9億6,628万9,000円、補正額0円、計9億6,628万9,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議のうえ、御可決いただきますようお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと教えていただきたいのですけれども、初歩的なことなんですけども、今、この中で、5款の繰入金、他会計からの繰入金を290万充てるということで更正されておりますけども、この他会計からの繰入金のことについて、先ほどの説明では、国保財政の安定化ということで、市町村によってその方の繰り入れをすることができるということも、私その辺は聞き及んでおるのですけども、以前から。

この国保会計というのは、ここ数年の中で、県の方で事業を一括して行っていこうという計画を求められております。また、安堵町における保険料の高い、安いということについても、今現在、今度、県の方の一括化されたときに、そこに保険料を合わせていこうということでも、今回も、保険料の値上げということに相成った訳なんですけども、そこでちょっと私、問題というか、疑問になるのは、この国保財政の安定化ということの名目でもって一般会計から繰り入れをする、この額ですね。これべらぼうにいくらでも、要するに国保の被保険者のためだと、保険料をできるだけ安くしてあげようということの配慮の中で、一般会計を繰り入れをするということは、これはいろいろな条件があると思います。ちょっとその辺の条件の中でちょっと

簡単に概要だけ説明していただきたいなと思います。

以上、お願いします。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 自席で失礼いたします。今の説明いたしました、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金につきましては、法定の繰入れになります。法律等で基準等決まっておりますので、各町同率の負担で繰入れの方しておりますので、本町だけが低いという訳ではなく、公平に決まったルールの中で繰入れの方は、させていただいております。

以上です。

8 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8 番（森田 瞳） そのね、法定で決まっている限度額、この範囲であれば繰入れしてもよろしいですよという額があるはずやねん、法定で決まった。それを概要を説明して欲しいです。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 保険基盤安定繰入金につきましては、本町で法定の軽減を掛けた額を繰入れております。先ほども条例で説明をいたしましたが、低所得世帯につきましては、7割、5割、2割の軽減を行っております。これを軽減することによって本町の税収が減ることになりますので、それを一般会計から繰入れることによって、財政の安定化を図っております。

この一般会計から繰入れた額につきましては、国と県から4分の3補填されておりますので、本町としては4分の1を充てていることになります。

以上です。

8 番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） この今の、要するに安定化に向けてのそういうふうな繰入れというのはね、県の一括した時代が来れば、これは、まだその部分は継続されるんですか。市町村によって、要するに繰入れをする市町村もあれば、全然もう繰入れをしない市町村も出てくると。これは、そういうことは認められていくんですか、今後。その辺はどうですか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 先ほど申しましたとおり、法律で決まっている制度ですので、県単位化になりましたら、引き続き軽減制度は続きますので、国と県からの補填ありの繰出金、繰入金については継続することになります。

8番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） そしたら県の方に移行したときにこの、安定化の方の部分についての一般会計からの繰入れということは、保険料に見返りということについても認められていくということですね。今、説明の中では、そこのとこでね。各町村の中で、要するに、この町はすごく、どない言うのですかな、一般財源から補填されている、この町はほんまに僅かやでという、その辺の要するに、差がですね、出てこないやろうかと。私は、ちょっとそう思うんですよ。要するに、不利益を被る市町村が出てこないのかなと。

それは財政の苦しい町であれば、また市であれば、なかなかそのことは、そうも言っておられない。だから裕福なところであれば、そこの方へなんぼでも還元できるというような今の構造で、それはそやけど決まってるんですね、それは国民健康保険の被保険者だけにですね、町の一般財源を補填すると。これは不公平になる、これは税の公平性から言ったらね。これはわかっとなるんですよ。ところが、それが町村によってズレが無いというような方向を定められていくのかどうかということをちょっと私、安堵町にとって疑問なところじゃないかなと。今後ですよ、今後。

だからそのところは、よその町に匹敵するぐらいの要するに、一般財源からの、中に入れていこうと、保険料の軽減に向けて行こうと。なるべく被保険者の保険料の負担が軽くなるように、というのは誰もが思うことですのでね、そのことについてはちょっとまたこれからいろいろと、折があるごとに教えていただきたい。そういうことで、ちょっとその辺の疑問は発生してきませんか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 今、森田議員がお話していただいたとおり、これまで保険料を引き下げするために、法定外の繰入れをされている市町村はございます。ただし、令和6年度から全ての県内市町村統一保険料にあたるに当たって、一般会計からの繰出しによって保険料を下げるようになりますと、統一性は取れなくなりますので、県としては法定外の繰入れについては令和6年度までに廃止するように指導をされています。

ただ、まだいくつかの市町村で一般会計から繰出しをされている所はございます。安堵町につきましては、法定外の繰入れは現在のところは行っておりませんので、法定で決められた中での繰出しのみを行っているところでございます。

以上です。

8番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） あのね、その課長、今言うように「法定」と言うやろ、その法定をどの範囲で安堵町については、金額にしたらいくらやねんということの、その法定を何で、最初に言うところや。それをわかっているのであれば、概略でも説明して欲しいというのが。法定で決められている、というのやったら我々わからへん。そのとこなんです。だからその法定で、元に戻るけども、私ももうこれで置こうと思っとるけれども、安堵町の、法定で定めている金額はいくら、ということでそれをしっかりと示してください。

住民課長（増田篤人） 議長。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 今、補正予算書の6ページ、7ページになりますが、現在、不足分について補正額290万を計上しておりますが、補正額、予算総額、計で7,282万円、こちらが他会計から繰入れる額になっておりますので、この額が安堵町として一般会計から繰入れる額の総額になります。

8番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） そしたら要するに今度、290万円を増額して、今年度7,282万、これが合計になる訳やから、これはね、金額やけど、この額のね、要するにもっと厚く町の一般会計から補填しようとか、いやいや安堵町も苦しいから、次年度やで、これからのことについてもうちょっと抑えていこうとか、そこのところのその枠や。今年はこれでいこうとこの金額が出とるけれども、そこの要するに増減の幅や、幅がそれでいけるかどうかということがやで、ちょっと説明欲しい。

住民課長（増田篤人） はい。

議長（福井保夫） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） これは、県のヒアリング等で基準に則ってやってるかどうかという審査もございしますので、町の裁量によって幅を作るというのは無理ですので、きちっとしたかたちで、基準に則ってこの額を繰入れる、各市町村同じ条件になっています。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） だから今、おっしゃたように、県の指導、要するに県の審査がある訳やから、そのことについて、ただ、だからそこで言えるのは安堵町は今これですよ、よその町はこれですよという、そこのところについて町村間のばらつきというは無いんですか。

住民課長（増田篤人） はい。無いです。

8 番（森田 瞳） それは無いんですか。わかりました、以上です。結構です。

議長（福井保夫） よろしいですか。

8 番（森田 瞳） はい。

議長（福井保夫） 他に、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑無いようですので、これより討論を行います。
討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。
これより、議案第 11 号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。
議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第 18 議案第 12 号「令和 2 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（補正第 2 号）について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（西邊勝之） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西邊人権同和対策課長。

（西邊人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（西邊勝之） 人権同和対策課 西邊です。よろしくお願いいたします。議案第12号「令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について」
それでは、議案第12号 安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について、説明させていただきます。先ほど、御承認いただきました、住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴い、当該特別会計の清算を行うための補正予算でございます。

本会計は、経常的な赤字を抱えており、毎年、前年度繰上金をもって会計処理を行ってまいりましたが、今回、閉鎖するに当たっては、翌年度会計が存在しないことにより、一般会計からの繰入れを行い、財源の更正を行い、累積赤字を解消し、当該会計を閉鎖するための補正でございます。

それでは、補正予算書の7ページをお願いします。

2款 諸収入、1項 貸付金元利収入、1目 住宅新築資金元利収入で10万2,000円の増額。

同款、同項、2目 住宅改修資金元利収入4,000円の減額。

同款、同項、3目 宅地取得資金元利収入14万7,000円の増額。

同款、同項として24万5,000円の増額補正、これは閉鎖にあたり実際の歳入額に近い額を計上しております。

同款、2項 雑入、1目 雑入で7万5,000円の減額。

同款、同項、2目 歳入欠かん補てん収入で2,580万4,000円の減額。

同款、同項として2,587万9,000円の減額補正。これは前年度の赤字等に補填するための財源としていましたが、実際には入ってくる予定のない予算でございますので、これを減額し、3款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金で2,563万4,000円の増額補正をすることにより、補正予算額を0円とした財源更正を行うものでございます。

次に、補正予算書9ページの歳出については、補正予算はございません。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第12号 令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

それでは、補正予算書1ページをお願いします。

議案第12号 令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）

令和2年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次に、補正予算書2ページの、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の部。

2款 諸収入、1項 貸付金元利収入、補正前の額27万6,000円、補正額24万5,000円、計52万1,000円。

同款、2項 雑入、補正前の額2,587万9,000円、補正額マイナス2,587万9,000円、計0円となります。

3款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額0円、補正額2,563万4,000円、計2,563万4,000円。

歳入合計

補正前の額2,620万9,000円、補正額0円、計2,620万9,000円とした財源更正でございます。

以後のページにつきましては、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長(福井保夫) ただいま、12時4分です。

午後1時より再開したいと思います。

休 憩 (午後0時04分)

再 開 (午後1時00分)

議長(福井保夫) 引き続き、再開いたします。

日程第19 議案第13号「令和2年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第4号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(井上育久) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。井上健康福祉課長。

(井上健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長（井上育久） 改めまして、健康福祉課の井上でございます。よろしくお願いします。

議案第13号「令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について」それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、令和2年度市町村保険者機能強化推進交付金及び令和2年度市町村介護保険保険者努力支援交付金の交付金が確定したため、歳入の財源更正を行うための補正でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書7ページをお願いします。

2 歳入の部。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料で、マイナスの362万5,000円の減額補正です。

3款 国庫支出金、3項 介護保険制度運営推進費、1目 保険者機能強化推進交付金で164万6,000円、2目 介護保険保険者努力支援交付金で197万9,000円の増額補正です。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第13号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第13号 令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）

令和2年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

（「もうよろしいです。」と呼ぶ者あり）

健康福祉課長（井上育久） えっ。もうよろしいですか。

（「もうわかりました。」と呼ぶ者あり）

健康福祉課長（井上育久） 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

補正額 三角の。

もうよろしい。

（「よろしいです。」と呼ぶ者あり）

健康福祉課長（井上育久） はい。わかりました。

次のページ以降の事項別明細書のつきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第20 議案第14号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。議案第14号「令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）」について説明させていただきます。

本補正につきましては、先ほどの国民健康保険と同様に、基盤安定事業により、基盤安定事業は所得状況により軽減する制度でございますが、その減額になった額を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出しすることにより、後期高齢者医療の財政の基盤安定をはかる制度でございます。軽減措置が拡充されたこと及び料率改正により賦課額が増額したことに伴い一般会計から繰入れる額が増額となったための補正予算でございます。

繰入れた額は同額を奈良県後期高齢者広域連合に納付させていただきます。さらに被保険者より納付いただいた保険料を奈良県後期高齢者広域連合に納めておりますが、令和2年度保険料の対象所得が見込みよりも増額し、当初予算では不足が生じることから併せて補正予算を計上いたします。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いします。

3 歳出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 後期高齢者医療広域連合納付金、1 目 後期高齢者医療広域連合納付金で187万3,000円の増額。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款 後期高齢者医療保険料、1 項 後期高齢者医療保険料、2 目 普通徴収保険料で150万円の増額。

3 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1 目 一般会計繰入金で37万3,000円の増額。
以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第14号 令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第14号 令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）

令和2年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ187万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,007万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

1 款 後期高齢者医療保険料、1 項 後期高齢者医療保険料、補正前の額7,668万9,000円、補正額150万円、計7,818万9,000円。

3 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、補正前の額2,957万8,000円、補正額37万3,000円、計2,995万1,000円。

歳入合計

補正前の額1億820万円、補正額187万3,000円、計1億1,007万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億401万3,000円、補正額187万3,000円、計1億588万6,000円。

歳出合計

補正前の額1億820万円、補正額187万3,000円、計1億1,007万3,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議のうえ、御可決いただきますようお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第２１ 議案第１５号「奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田総務課長。

（吉田総務課長 登壇）

総務課長（吉田裕一） 総務課の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第１５号につきまして御説明させていただきます。

議案第１５号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更について

本件は、退職手当支給等を共同処理しております奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和３年３月３１日をもって、葛城広域行政事務組合が解散され、当組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数が減少することになります。

そのため、組合同約の一部を変更いたしたく、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たりまして、地方自治法第２９０条の規定によりこの案を提出するものでございます。

それでは、議案書の中の新旧対照表１ページを御覧ください。

新旧対照表中、別表第１は、組合を組織する地方公共団体を掲げております。別表第１から、葛城広域行政事務組合を削除しております。また、新旧対照表１ページから３ページにかけて掲載しております、別表第２につきましては、共同処理する事務の区分に応じまして、組合市町村を掲げております。別表第２から、葛城広域行政事務組合を削除しております。

なお、この規約の施行期日につきましては、奈良県知事の許可のあった日からいたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第１５号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和３年３月３１日をもって奈良県市町村総合事務組合から葛城広域行政事務組合を脱退させることとし、奈良県市町村総合事務組合同約を別紙のとおり変更することについて、同法第２９０条の規定に基づき、

議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますのでご割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第22 議案第16号「令和3年度安堵町一般会計予算について」から日程第27 議案第21号「令和3年度安堵町水道事業会計予算について」までを一括議題とします。

ただいま議題としました6議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課、富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号から議案第21号、令和3年度安堵町一般会計予算、及び特別会計予算、並びに水道事業会計予算について、一括して御説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を議会に提出するものでございます。

はじめに、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り、感染症によって明らかとなったデジタル化などの新たな目標について、金融資本市場の変動等の影響を注視しながら、集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する」としています。

本町においては、令和3年度安堵町一般会計予算は、次期総合計画・総合戦略の策定、新型コロナウイルス感染症の感染対策、ワクチン接種の安全で迅速な実現、ごみの広域化の推進、小中学校施設のLED推進、学校給食費公会計化の取組、焼却施設解体等に伴う国の交付金の活用や、より有効な地方債等の活用に努めたところでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和3年度安堵町一般会計予算

令和3年度安堵町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

次に特別会計予算でございます。予算書133ページをお願いいたします。

議案第17号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計予算

第1条のみ朗読させていただきます。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,920万円と定める。

次に、予算書161ページをお願いいたします。

議案第18号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億242万8,000円と定める。

次に、予算書181ページをお願いいたします。

議案第19号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,383万7,000円と定める。

次に、予算書215ページをお願いいたします。

議案第20号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,190万円と定める。

最後に、

議案第21号 令和2年度安堵町水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定に基づき、令和3年度安堵町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、安堵町長 西本安博。

予算書1ページをお開きください。

(収支的收入及び支出)

第3条 収支的收入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

支出

第1款 水道事業費用1億8,220万9,000円。

次のページ、2ページをお願いします。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

支出

第1款 資本的支出4,579万円

水道事業会計を除く、一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は59億736万5,000円で前年度より2,867万1,000円、0.5%の増でございました。

以上、令和3年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長(福井保夫) これより一括して、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号につきましては、議長を除く7名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

よって議案第16号は、議長を除く7名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、議案第１７号から議案第２１号までの５議案については、議長を除く７名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

よって議案第１７号から議案第２１号までの５議案については、議長を除く７名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（福井保夫） ただいま設置されました各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩（午後１時２４分）

再 開（午後１時２５分）

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど設置された、予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 森田瞳議員、副委員長 松田勝議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長 三浦博議員、副委員長 山岡敏議員。

以上です。よろしくお願いします。

議長（福井保夫） 日程第２８ 報告第２号「令和３年度安堵町土地開発公社予算の報告について」

を議題とします。

本案について、説明を求めます。

建設課長（池田佳永） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。池田建設課長。

（池田建設課長 登壇）

建設課長（池田佳永） 建設課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「令和3年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を御説明いたします。

予算書の1ページ目をお願いいたします。

令和3年度安堵町土地開発公社の事業計画、公有地売却事業といたしまして、東安堵小集落地区事業用地を1,800万5,000円で、町への売却を予定としております。

次に2ページ目をお願いいたします。

公有地取得事業、令和3年度におきましては予定はございません。

続きまして、予算につきまして御説明いたします。

3ページ目をお願いいたします。

第2条 収益的収入は1,800万6,000円であり、収益的支出は1,800万5,000円でございます。差額の1,000円につきましては、受取利息でございます。

第3条 資本的収入といたしまして38万円、町からの利子補給金でございます。

次に、資本的支出でございますが1,571万7,000円でございます。

4ページ目をお願いいたします。

第4条の借入金でございますが、その限度額を1,540万円とさせていただいております。

次のページ以降につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第2号 令和3年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

令和3年3月2日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終結します。

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月3日、午前10時開会です。一般質問を予定しています。

本日は、これで散会します。

どうもありがとうございました。

散 会

午後1時29分
